

## 令和 5 年度第 1 回 勝山市地域包括支援センター運営協議会

## 1. 地域包括支援センターの体制について

令和 4 年 4 月 1 日	所長（兼務） 1、保健師 2、主任介護支援専門員 1 介護支援専門員（管理栄養士） 1、事務職（兼務） 3 会計年度任用職員：介護支援専門員 1、医療コーディネーター（保健師） 1、 看護師 2 <u>専従 8 名 兼務 4 名</u>
令和 5 年 4 月 1 日	所長（兼務） 1、保健師 1、主任介護支援専門員（兼務） 1 介護支援専門員（管理栄養士） 1、事務職 1、事務職（兼務） 3 会計年度任用職員：介護支援専門員 1、医療コーディネーター（保健師） 1、 看護師 2 <u>専従 7 名 兼務 5 名</u>

## 2. 令和 5 年度指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の委託契約先について

(事業対象者・要支援 1、2 の方のケアプラン作成委託) R5.5 月末現在

	事業所名	住 所
1	さくら荘居宅介護支援センター	勝山市芳野町 2 丁目 1 - 1 1
2	さつき苑居宅介護支援センター	勝山市片瀬 1 5 - 2 2
3	勝山市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	勝山市郡町 1 丁目 1 - 5 0
4	九頭竜厚生事業団 ケアプランセンター九頭竜	勝山市旭町 3 丁目 1 0 7 - 2
5	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院附属居宅介護支援センター	勝山市長山町 2 丁目 6 - 2 1
6	鷺巣苑居宅介護支援事業所	勝山市北郷町坂東島 8 - 2
7	県民せいきょう居宅介護支援事業所（奥越）	勝山市元町 2 丁目 5 - 1 2
8	わかば居宅介護支援事業所	勝山市荒土町新保 6 - 1 0 3
9	福井県農業協同組合	福井市大手 3 丁目 2 - 1 8
10	文珠苑居宅介護支援事業所	福井市北山町 3 5 - 5 - 1

## 3. 令和 4 年度 事業報告

令和 4 年度地域包括支援センター業務概要のとおり

## 4. 令和 5 年度 事業計画について

令和 5 年度地域包括支援センター事業計画のとおり

令和5年度勝山市地域包括支援センター事業計画

資料3-2

基本目標(重点項目)		(事業名)	目標	具体策	目標値
					R5
高齢者の 生きがい と健康づ くりの推 進	高齢者の健康づくり の推進	(介護予防把握事業)	閉じこもりや運動機能の低下等何らかの支援を必要とする人を把握し、支援が必要な人を、介護予防教室や介護サービス、もの忘れ検診へつなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者訪問</li> <li>・モデル地区における75歳以上高齢者訪問</li> <li>・もの忘れ検診受診勧奨</li> <li>・後期高齢者保健事業との連携</li> <li>・70歳チェックリスト郵送にて実施</li> </ul>	把握が必要な高齢者への訪問 把握率70% 80歳のチェックリスト実施(郵送)
		(介護予防普及啓発事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に、自立支援・介護予防に関する普及啓発を行う。</li> <li>・市広報の活用や、地区の集まり等で介護予防やフレイル予防、認知症予防についての講座を継続する。</li> <li>・通いの場への参加を促す。</li> <li>・高齢者が主体的に地域で取組める体操教室等の通いの場の充実と活動の継続を支援する。</li> <li>・住民主体の通いの場の担い手を養成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレイルチェック、フレイル予防講座(運動、口腔、栄養)の実施。</li> <li>・フレイルサポーター養成講座の開催</li> <li>・いきいきサロンや地区等介護予防教室等でフレイル予防に関する普及啓発</li> <li>・自宅で取組めるフレイル予防を普及啓発する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレイルチェックの実施 2回/年</li> <li>・フレイル予防講座(運動、口腔、栄養)の実施。計6回</li> <li>・フレイルサポーターの人数 10人</li> <li>・いきいきサロンにて栄養講座、口腔講座、運動講座の実施</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報等による普及啓発</li> <li>・地区サロン等での介護予防教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報でフレイル予防や介護予防について掲載1回/年</li> <li>・介護予防教室 随時</li> </ul>
				健康長寿！一番体操教室の継続実施支援と新規地区拡大	継続地区への支援 新規実施地区 1地区
				・いきいきサロン、はつらつ教室の実施	利用者数 50人
	(地域リハビリテーション活動支援事業)	リハビリテーション専門職等と連携し介護予防、フレイル予防事業を実施する。	介護予防講座、フレイル予防講座等において、リハビリテーション専門職による助言・指導を受ける。	リハビリ専門職による講座等の実施	
高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進	(地域介護予防活動支援事業)	趣味や特技、サークル活動等を通じて社会と交流できる場、技能や経験を生かしたボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域いきいきサポーター養成講座の実施</li> <li>・地域ボランティアポイント事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域いきいきサポーター養成講座の実施(70歳等対象に1回実施、ステップアップ1回実施)</li> <li>新規取組者5人</li> </ul>	

基本目標(重点項目)		(事業名)	目標	具体策	目標値
					R5
高齢者介護体制の充実	介護予防・生活支援サービスの充実	(生活支援体制整備事業)	生活支援コーディネーターの活動と連携しながら、地域課題の把握と新しいサービスを創出し、高齢者に適切な支援ができるようにしていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援コーディネーターへの活動支援</li> <li>地域資源の把握</li> <li>地域資源の開発</li> </ul>	協議体の整備 不足する資源の開発
		地域包括ケアシステムの強化	(包括的・継続的ケアマネジメント)	介護支援専門員を支援する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>支援困難事例等の検討による介護支援専門員の資質向上を図る。</li> <li>介護支援専門員、サービス事業所等で地域課題の共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援事業所代表者会議</li> <li>支援困難事例等に関する相談対応</li> <li>事例相談会の開催</li> <li>ケースに応じた疾患や支援方法等に関する講座の開催</li> </ul>
	(地域ケア推進会議事業)		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議の5つの機能(個別課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策の形成)を発揮し、地域包括支援ネットワークの構築を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多職種等が参加する個別ケースの事例検討会の開催</li> <li>事例検討から出された地域課題の発見とそこから考えられる地域づくり、資源開発、政策形成へ向けての関係者との会議等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別ケース検討 1回/3か月実施</li> <li>事例の振り返り、事例検討後の課題についての話し合いを行う。</li> </ul>
	(在宅医療介護連携推進事業)		<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護に関する市民への普及啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多職種連携研修会等の実施</li> <li>市民への在宅医療に関する介護予防講座や研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多職種連携研修会 2回/年</li> <li>介護予防講座等</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における在宅医療及び介護サービスの提供者、その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療コーディネーターによる市民、医療、介護関係者等からの相談対応</li> <li>地域包括ケア推進協議会の開催</li> <li>医療・介護関係者との在宅医療に関する情報共有や連携に関する検討会などの実施</li> <li>多職種連携研修会の実施</li> </ul>	地域包括ケア推進協議会 2回/年 相談 随時
	認知症対策	(認知症地域支援・ケア向上事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症の方とその家族を支援する。</li> <li>認知症の普及啓発、予防、</li> <li>医療・介護との連携</li> <li>本人、家族に対する支援</li> <li>認知症ケアに携わる多職種協働の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>把握事業との運動によるチェックリスト該当者への物忘れ検診受診勧奨</li> <li>認知症介護家族への支援(つながるcafe等)</li> <li>困難事例について医療機関との連携、医療・介護・福祉へつなげる</li> <li>認知症ケアパス周知</li> <li>医療・介護等の関係者の認知症支援に関する研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物忘れ検診等の医療機関受診率 50%</li> <li>家族向け認知症カフェ 12回/年</li> <li>認知症家族個別相談対応(随時)</li> <li>医療機関への情報提供・連携の強化</li> <li>認知症ケアパス 市内配布</li> </ul>
		(認知症初期集中支援推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームの配置</li> <li>認知症初期集中支援チームによる対応</li> <li>認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援検討委員会 2回</li> <li>認知症初期集中支援チーム連絡会 1回</li> </ul>
	地域の高齢者見守り活動の推進	(その他の事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み慣れた地域で安心して生活をつづけていくために、地域の見守り活動を強化する。</li> <li>地域での見守りの推進や認知症の理解を促す</li> <li>行方不明時の早期対応のための事前登録制度の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成者の登録</li> <li>地域見守り協定事業所の周知</li> <li>勝山市地域見守り事業、地域見守り事前登録制度の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーターの活動者10人</li> <li>勝山市見守り事業周知</li> <li>見守りの視点を持った事業所の増加 1つ</li> </ul>

基本目標(重点項目)		(事業名)	目標	具体策	目標値
					R5
高齢者総合相談・支援の充実	地域包括支援センター「やすらぎ」のPRと総合的な相談機能の強化	(総合相談事業)	地域包括支援センターの機能強化を図り、総合相談窓口としての機能を果たす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やすらぎ」を周知し、早期相談や対応につなげる</li> <li>・医療や介護等の関係機関と連携した対応</li> <li>・医療コーディネーターや認知症地域支援推進員を配置し、医療や認知症の相談に対応を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者訪問時のチラシ配布</li> <li>・高齢者相談窓口の周知</li> <li>・相談内容の整理分類</li> <li>・相談内容の傾向に応じた取り組みの実施</li> </ul>
	介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実	(家族介護支援事業) (認知症地域支援・ケア向上事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護に関する相談に対応し、適切な介護方法等の助言や、介護・医療サービスの利用などにつなげる。</li> <li>・介護者の交流の場づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症家族への相談、支援を行う</li> <li>・家族介護支援事業を行い介護者の悩みや介護方法について相談にのる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護支援事業の実施</li> <li>・相談窓口の周知、対応</li> </ul>
	高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進	(権利擁護業務) (成年後見制度利用支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に関する普及啓発を行い、防止・早期発見を図る。</li> <li>・関係機関と連携した虐待対応を行う。</li> <li>・消費者被害の防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や民生委員等を対象とした講座等を行い、周知を行う</li> <li>・ネットワーク会議を開催し、関係機関と連携を行う</li> <li>・施設従事者対象の研修会を行う</li> <li>・消費者センターと連携し、消費者被害の相談・対応を行う。</li> <li>関係者への必要な情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座や研修会の実施 2回</li> <li>・ネットワーク会議 1～2回</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度について周知し、相談対応や利用促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座等を行い周知を行う</li> <li>・職員や弁護士等による相談の実施</li> <li>・利用促進基本計画を策定。中核機関を設置し、地域連携ネットワークを整備し勝山市の体制について検討し整備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座実施</li> <li>・ふくい嶺北成年後見センター等と連携し、制度の普及啓発、相談対応、市民後見人養成講座等を実施。</li> </ul>

## 令和 5 年度勝山市地域包括支援センター運営方針

### I 運営方針

この運営方針は、「第 8 次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、勝山市地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムを推進する事業の実施に係る方針について示すものである。

### II 組織運営体制

#### 1. 人員配置基準

介護保険法施行規則に定める原則基準に基づき、次の 3 職種を配置するものとする。

- 保健師 1 名以上
- 社会福祉士 1 名以上
- 主任介護支援専門員 1 名以上
- その他必要な職員等

#### 2. 職員の人材育成

職員の資質向上のため、職場内での勉強会や各種研修会、多職種との交流等に参加する機会を確保するよう配慮する。

### III 実施方針

#### 1. 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することにより、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する。

#### 2. 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域包括支援センターは、地域特性や課題を把握し、地域課題解決に向けて適切かつ柔軟な事業運営を行う。

#### 3. 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携および専門職との連携）構築の方針

高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス、インフォーマルサービス等を適切に利用できるよう、介護保険事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の専門的多職種と、地域の中のさまざまな取組みを連携させ、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進する。

#### 4. 介護予防にかかるケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

介護予防ケアマネジメントは、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援するものである。適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成するものとする。

#### 5. ケアマネジメント支援の実施方針

介護支援専門員が包括的、継続的ケアマネジメントの実践ができるように、地域の連携・協力体制を構築する。

介護支援専門員からの個別相談を受けるとともに、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行います。また定期的な情報交換会、研修会等を開催し、介護支援専門員のスキルアップを図る。

#### 6. 地域ケア会議の運営方針

介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、地域ケア会議を行う。

個別ケースの検討を通じ、自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワーク構築、地域課題の把握をするとともに、地域づくり、資源開発などの政策形成へつなげる。

#### 7. 市との連携方針

市と地域包括支援センターは、随時連絡調整を行い、地域ケア会議で発見された課題や各事業の進捗状況の共有等の相互連携を行う。

#### 8. 公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するなど公正・中立性の確保に努める。

勝山市地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センター業務についての報告、説明等を行う。

市が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、自己評価を実施するとともに市の定期的な点検を受け、公平性・中立性の確保に努める。

### IV 業務推進の指針

#### 1. 事業計画の策定

地域包括支援センターはセンターの目的や業務内容に沿った年度の事業計画を策定します。

#### 2. 設置場所

地域住民が気軽に相談に訪れることができるよう窓口の設置場所や案内・標示を工夫し、相談者のプライバシーが確保されるよう環境を整備する。

### 3. 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、勝山市個人情報保護条例に基づき、地域包括支援センターが、守秘義務を遵守し、保有する高齢者等の情報の漏洩防止や適切な情報管理を徹底することにより、個人情報の保護に留意する。

### 5. 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力をえるために、パンフレットやチラシ等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

### 6. 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告し協力して解決する。

## V 業務内容

### 1. 第1号介護予防支援事業

要支援者及び基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活の支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うものである。

### 2. 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。

- ① 総合相談業務
- ② 地域におけるネットワーク構築業務
- ③ 地域の高齢者の実態把握業務
- ④ 関係機関との連携

### 3. 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難

な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うものである。

- ① 成年後見制度の活用促進
- ② 老人福祉施設等への措置の支援
- ③ 高齢者虐待への対応
- ④ 困難事例への対応
- ⑤ 消費者被害の防止

#### 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである。

- ① 「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ② 包括的・継続的なケア体制の構築
- ③ 地域における介護支援専門員のネットワーク活用
- ④ 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- ⑤ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

#### 5. 地域ケア会議

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者及び関係団体により構成される地域ケア会議を行うものである。

(地域ケア会議の目的)

- ① 個別ケースの支援内容の検討を通じた、地域の介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握。
- ② 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じた取り組みの推進

#### 6. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

#### 7. 生活支援体制整備事業

医療、介護のサービス提供のみならず、NPO 法人、民間企業、共同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービス



を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

#### 8. 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

#### 9. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。